

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～4 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項本文に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>6 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)</u>が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第9条第1項本文に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。</p>